

特定非営利活動法人 ASAC (エイサック)  
農産物検査業務規程

## 第1章 総則

### (総則)

- 第1条 日本農林規格登録認定機関/特定非営利活動法人エイサック（以下「本会」という。）が農産物検査法（昭和26年法律第144号）。以下「法」という。）第2条第5項の登録検査機関（以下「登録検査機関」という。）として行なう同条第1項の農産物検査（以下「農産物検査」という。）に関しては、この規程の定めるところによる。

### (農産物検査の方針)

- 第2条 本会が行なう農産物検査の方針は次のとおりとし、すべての活動はこの方針に基づいて行なわれるものとする。
- 一 農産物検査を公平、公正、迅速に行う。
  - 二 農産物検査の信頼性を確保するため、必要な技術的能力の維持・向上に努める。
  - 三 農産物検査の客観性及び公平性に関して他の業務部門からの影響を排除する。
  - 四 農産物検査制度の適正な運営に寄与する。

### (法的地位及び責任)

- 第3条 本会は、定款の定めるところにより、法に基づく登録検査機関として農産物検査を行うものとする。
2. 本会は、登録検査機関に与えられた権限を適正に行使するとともに、本会が行うすべての農産物検査に責任を負うものとする。

## 第2章 農産物検査を行う時間及び休日

### (始業及び終業時刻)

- 第4条 農産物検査を行う時間は、9時から17時までとする。（休憩時間は12時から1時まで）
2. 前項の時間は、職員の全部又は一部につき、季節その他の事由によって変更することができる。

### (休日)

- 第5条 休日は次のとおりとする。
- 一 土曜日及び日曜日
  - 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - 三 12月29日から翌年1月5日まで
  - 四 その他会長が特に必要と認めた日
  - 五 前項の時間は、職員の全部又は一部につき、季節その他の事由によって変更することができる。

### 第3章 農産物検査を行う農産物の種類、区域等

(農産物検査を行う農産物の種類)

第6条 本会は、もみ・玄米・小麦・大豆・そばについて農産物検査を行う。

(農産物検査の登録の区分)

第7条 本会は、法第2条第3項(第4項)の品位等検査を行う。

(農産物検査を行う区域)

第8条 日本国内の本会本支部のある都道府県のうち本会が品位等検査を行う区域は、次のとおりとする。

区域	岩手県内
----	------

(農産物検査の請求の受付場所)

第9条

名称	所在地
特定非営利活動法人エイサック	盛岡市前九年3丁目3-17

(農産物検査を行う場所等及び農産物検査員の配置)

第10条 農産物検査を行う場所(以下「検査場所」という。)を管轄し、法第25条の帳簿の保存等農産物検査に関する事務を行う事務所、検査場所及び各検査場所に配置される法第17条第2項第1号の農産物検査員(以下「農産物検査員」という。)の数は、次に掲げるとおりとする。

事務所		検査場所		農産物検査員数
名称	所在地	名称	所在地	
特定非営利活動法人エイサック	岩手県盛岡市前九年3丁目3-17	エコロジーハウス	盛岡市前九年3-3-17	1人以上
		ピース倉庫前	奥州市江刺区稲瀬字鶴羽衣台59	1人以上
		雫石御明神	岩手郡雫石町御明神滝沢47	1人以上
		秀明盛岡農業施設	岩手郡岩手町大字川口第28地割字10番2	1人以上

## 第4章 農産物検査の業務の実施

### (農産物検査を行う者)

第11条 農産物検査は、第26条第1項の規定により検査場所において会長が任命した農産物検査員が行う。

2. 農産物検査員は、自ら指示するところにより農産物検査の実施業務のうち、次に掲げる業務を補助者に行わせることができるものとする。
  - 一 検査試料の採取業務
  - 二 量目に係る検査における計量業務
  - 三 農産物検査法施行規則（昭和26年農林水産省令第32号。以下「規則」という。）第10条第3項の検査証明の押印業務

### (農産物検査の請求の受理)

第12条 本会は、農産物検査の請求をしようとする者から別記様式による農産物検査に係る検査請求書（以下「検査請求書」という。）が提出されたときは、これを受付、提出書類等適正であることを確認の上受理し、農産物検査を行うものとする。

2. 本会は、農産物検査に当たってはあらかじめ検査計画を策定するとともに、検査請求書の受理にあたっては、その内容を十分に確認するものとし、検査請求者の代理人が生産者に係る品位等検査の請求を行う場合にあっては、検査請求者からの品位等検査の請求に係る事務等を委任する旨の署名捺印のある文書があること又は検査請求者と代理人との間で、すでにその旨の署名捺印した文書がある場合にあっては、その文書をもって委任がなされていることを確認するものとする。
3. 本会は、特別な理由がない限り、請求の受理を拒否することができないものとし、受理を拒否する場合は、その理由を請求者に通知するものとする。
4. 第1項の検査請求書及び検査請求受付簿は、3年間保存するものとする。

### (農産物検査の受付の条件)

第13条 本会は、次に掲げる場合を除き、農産物検査員があらかじめ量目、荷造り及び包装についての規格に相当すると認めた農産物（包装されていないものにあたっては、500キログラム以上のものに限る。）でなければ、農産物検査を行わない。

- 一 量目についての条件を欠く米穀について、法第5条第2項（法第34条第3項において準用する場合を含む。）の品位等検査を受ける場合
  - 二 法第15条第2項の品位等検査を受ける場合
  - 三 法第34条第1項の品位等検査を行う場合
- 2 「農産物検査に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第213号総合食料局長通知）Iの第2の1の(2)に規定する米穀の産地品種銘柄の選択銘柄は、次のとおりとする。

(水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米)

都道府県	品 種
岩手県	コシヒカリ
	ミルキークィーン

(水稻もちもみ及び水稻もち玄米)

都道府県	品 種
岩手県	カグヤモチ

なお、上記事項を設定(変更を含む。)した場合、速やかにホームページに掲載するとともに、東北農政局長に報告するものとする。

#### (受検のための準備)

第14条 本会は、請求者から検査請求書が提出されたときは、農産物検査を円滑かつ効率的に行う観点から、請求者に対して、次に掲げる受検のための準備を求めるものとする。

- 一 受検品に関する情報の提供(品種別作付面積等)
- 二 検査ロット編成時の必要な荷役労働力の提供等
- 三 規則第10条第3項の様式の添付及び生産者記入欄の記載

#### (検査試料の採取)

第15条 検査試料の採取は、農林水産大臣が定める標準抽出方法に従って行うものとする。

#### (農産物検査の業務の実施方法)

第16条 農産物検査員は、規則第16条に規定する機械器具等及びその他の設備(第34条において「機械器具」という。)を用い、農林水産大臣が定める標準計測方法及び鑑定方法に定めるところにより、検査を適正かつ円滑に行うものとする。

#### (検査証明)

第17条 検査証明は、法第13条第1項及び規則第10条の規定に従って行うものとする。

なお、農産物検査員は、検査証明書の発行を行ったフレコンに封印を求められた場合、フレコンの注入口のしばりひもに封印を行う。

#### (農産物検査の結果の通知)

第18条 農産物検査員は、農産物検査の実施後すみやかに検査証明書を請求者に通知するものとする。

なお、農産物検査員は、別記様式により農産物検査の実施後すみやかに検査結果を請求者に通知するものとする。

#### (帳簿の作成及び保存)

第19条 本会は、帳簿一様式16号に基づき作成し、5年間保存するものとする。

## 第5章 検査手数料等

### (検査手数料)

第20条 検査手数料の額は、それぞれ次の各号に掲げる農産物の区分に応じ、当該各区分に掲げる額とする。

#### 一 もみ

- イ 21キログラムを超え45キログラム以下の包装のもの  
1包装につき 50円
- ロ 20キログラム以下の包装のもの  
1包装につき 25円
- ハ イ及びロに掲げるもの以外のもの  
1トン当たり 790円

#### 二 玄米

- イ 31キログラムを超え60キログラム以下の包装のもの  
1包装につき 50円
- ロ 30キログラム以下の包装のもの  
1包装につき 25円
- ハ イ及びロに掲げるもの以外のもの  
1トン当たり 790円

#### 三 小麦

- イ 31キログラムを超え60キログラム以下の包装のもの  
1包装につき 30円
- ロ 30キログラム以下の包装のもの  
1包装につき 15円
- ハ イ及びロに掲げるもの以外のもの  
1トン当たり 470円

#### 四 大豆

- イ 31キログラムを超え60キログラム以下の包装のもの  
1包装につき 40円
- ロ 30キログラム以下の包装のもの  
1包装につき 20円
- ハ イ及びロに掲げるもの以外のもの  
1トン当たり 630円

#### 五 そば

- イ 45キログラム以下の包装のもの  
1包装につき 20円
- ロ イ及びロに掲げるもの以外のもの  
1トン当たり 420円

\*別途消費税は外税とする。

### (検査手数料の収納方法)

第21条 検査手数料は、申請時に現金若しくは振込により収納することを原則とする。

2. 収納した検査手数料は、特別の事由がない限り、返還しないものとする。

**(費用の負担等)**

第22条 本会は、請求者に対して、検査試料の無償提供、農産物検査を行うために必要な農産物の積替え、運搬、開装又は改装に要する費用を要求するものとする。

**第6章 農産物検査を行う組織**

**(組織)**

第23条 本会の農産物検査を行う組織は、農産物検査組織規程のとおりとする。

**(会長の責任)**

第24条 会長は、農産物検査に係る経営資源の確保、運営方針の策定、農産物検査の実施及び農産物検査の監督について責任を負うものとする。

**(会長の権限の委譲)**

第25条 会長は、その責任において、権限委譲規程に基づき農産物検査の実施及び監督に係る権限を代理の者に委譲できるものとする。

**(農産物検査員の任命)**

第26条 会長は、本会に所属し、規則第15条第1項の農林水産大臣が作成する名簿に登録された者を農産物検査員として任命する。

2. 会長は、前項の任命に際して、農産物検査員に対し法若しくは法に基づく命令の規定を遵守する旨の宣誓書を求めるものとする。
3. 会長は、第1項で任命した農産物検査員の中から指導的農産物検査員を任命する。

**(農産物検査員の職務)**

第27条 農産物検査員の職務は、検査のための試料の採取、試料の検査、法第13条第1項の検査証明の業務とする。

2. 農産物検査員は、会長及び職制により定められた上長の命に従い、公正かつ誠実に職務を行うものとする。
3. 農産物検査員は、適確な農産物検査を行うため、検査技術等の維持・向上に努めるものとし、このため、会長が指定する研修を受講しなければならない。
4. 農産物検査員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

**第7章 農産物検査の公正な実施のために必要な事項**

**(農産物検査員の教育及び訓練)**

第28条 会長は、検査精度の維持及び検査技術の向上を図るため、農産物検査員の教育及び訓練を行うものとする。

**(内部監査)**

第29条 会長は、農産物検査に係るすべての事務所及び農産物検査員に対する内部監査を定期的に実施するものとする。

2. 内部監査の手順は、別途定める内部監査規程による。

**(不適切な行為の防止等)**

第30条 会長は、関係法令及び関係通達に抵触する等農産物検査の業務の実施主体である登録検査機関として不適切な行為の予防に努めなければならない。

2. 会長は、不適切な行為を発見したときは、直ちにこれを是正するとともに、速やかに東北農政局長に不適切な行為があった事実及び是正のために講じた措置を報告しなければならない。

**(国による調査の受け入れ)**

第31条 本会は、国による調査があったときは、これを受け入れ、協力するものとする。

**(指導的農産物検査員の役割)**

第32条 本会は、国が主催する会議等への参加要請があったときは、要請内容に応じて職員又は指導的農産物検査員を参加させるものとする。

2 指導的農産物検査員は、第28条で定める検査精度の維持及び検査技術の向上を図るため、農産物検査員の教育及び訓練で会長を補佐する。

**(異議申立て、苦情及び紛争の処理)**

第33条 本会は、請求者又はその他の者から持ち込まれる異議申立て、苦情又は紛争について、誠意をもって適切に処理するものとする。

**(機械器具等の保守点検)**

第34条 本会は、農産物検査の円滑かつ適正な実施のため、毎年度機械器具等の保守点検を実施するものとする。

なお、秤については計量法（平成4年法律第51号）に基づき保守点検を実施することを基本とし、峡間の年は、自主点検を行い記録する。

**(等級証印及び農産物検査員の認印の管理)**

第35条 本会は、等級証印及び農産物検査員の認印を適切に管理するため「等級証印管理簿」をもって管理するものとする。

2 農産物検査員の認印は、検査結果の証明以外に、第12条で定める検査請求書の受理、第17条で定めるフレコンの封印、第18条で定める検査結果通知票の作成、また、検査結果通知票の控え及び第20条で定める検査手数料の領収印並びに包装容器の年度訂正、等級証印・検査員認印（日付印）の受払管理簿、受検可能包装袋への検査証明欄貼付時の割印、金融機関請求明細票、国内産農産物の包装の事前確認台帳、農産物検査証明確認表、検査野帳についても押印することができる。

3 本会の認印に使用する登録検査機関の略称は「ASAC」とする。

**(等級証印及び農産物検査員の認印の不正使用等)**

第36条 本会の役職員は、等級証印及び農産物検査員の認印の不正使用を発見したときは、直ちに会長に報告するものとする。

2. 会長は、前項の報告があった場合は、速やかに東北農政局長に報告する等適切な措置を講じるとともに、東北農政局長の要請による調査等に協力するものとする。

**(農産物検査の結果の報告)**

第37条 会長は、法又は法に基づく命令の定めるところにより農林水産大臣へ必要な報告を遅滞なく提出するものとする。

**(その他)**

第38条 この規程に定めるもののほか、農産物検査に関し必要な事項は、別に会長が定めるものとする。

特定非営利活動法人ASAC **農産物検査業務に関する事項**

業務分掌及び職務内容	職務権限					理事会	備考
	主任又は係長	検査課長	検査部長	検査担当	会長		
1 農産物検査計画の設定	立	検	検	決			
2 農産物検査手数料の決定		立	検	検	検	決	
3 農産物検査の実施及び総括	立	検	決				
4 農産物検査の請求受付事務	立	検	決				
5 農産物検査機関の諸届		立	検	検	決		

- 改訂 2004. 8. 5
- 改訂 2005. 12. 15
- 改訂 2006. 3. 1
- 改訂 2007. 3. 9
- 改訂 2007. 7. 27
- 改訂 2012. 10. 05
- 改訂 2013. 9. 04
- 改訂 2014. 11.12